

旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	平成29年1月 日
発信課 担当者	都市計画課 秋葉
連絡先	電 話 0166-25-9704
	FAX 0166-27-3466
	E-mail tosi_kei@city.asahikawa.hokkaido.jp

分 類	イベント・行事 <input checked="" type="checkbox"/> 募集 契約・入札 会議・説明会 その他 (該当する分類を囲むこと。)
日 程	平成29年1月27日(金) ~ 平成29年2月27日(月)
発表項目 (行事名)	旭川市都市計画道路の見直し方針(案)に対する意見提出 手続の実施について
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	<p>本市では、人口減少やコンパクトなまちづくりへの転換等の社会情勢の変化を踏まえ、計画決定後から長期間整備に着手できていない都市計画道路について、計画決定時の必要性等に変化が生じていないかを検証することで計画を今一度見直し、それぞれの路線ごとに今後の計画の在り方(存続・変更・廃止)を定めることを考えております。</p> <p>この今後の計画の在り方をまとめた「旭川市都市計画道路の見直し方針(案)」を作成しましたので、これに対する意見提出手続(パブリックコメント)を実施いたします。</p> <p>なお、「旭川市都市計画道路の見直し方針(案)」の概要としましては、旭川市内の整備に着手できていない都市計画道路19路線の内、30年以上整備に着手できていない13路線を計画見直しの対象路線とし、これらについて検証した結果、12路線を「存続」、1路線を「廃止」としております。</p>
添付資料	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無 (有・無のいずれかを囲むこと。) ※ 有の場合、資料の内容を記入すること。なお、別途冊子等の配付を希望する場合は、その旨記入すること。
報道(取材)に当た るようお願い	
備 考	

旭川市都市計画道路の見直し方針（案）の概要

1 背景・目的 （本編 P1～）

都市計画道路は、円滑な都市活動を支えるとともに、市街地の骨格を形成し都市の貴重な空間となる根幹的な都市施設として都市計画法に基づき決定された道路であり、街路事業や土地区画整理事業により順次整備が進められております。しかし、計画決定から長期間が経過しているにも関わらず未着手となっている路線（区間）も存在しており、これらの路線（区間）について計画の見直しを行うこととし、見直しの手法などについて示した「旭川市都市計画道路の見直しの考え方」を平成 26 年 6 月に策定しました。今回、これに基づき計画の必要性や実現性を検証し、計画の方向性（存続・変更・廃止※）を検討しましたので、検討結果を示した「旭川市都市計画道路の見直し方針」を策定します。（※廃止とは都市計画道路としての位置づけをなくすものであり、現道をなくすものではありません）

2 方針(案)の概要 （本編 P6～）

検証した結果、見直し方針を次のとおりとします。

道路名称	見直し起点	見直し終点	延長	幅員	見直し方針
3・3・4 台場4条通	豊岡4条7丁目	東旭川町下兵村	1,040m	22.0m	存続（適宜見直し）
3・3・5 神居旭山通	9条通10丁目	9条通18丁目	1,180m	22.0m	存続（適宜見直し）
	東旭川南1条4丁目	東旭川町日ノ出	1,740m	22.0m	存続
3・3・14 昭和通	常盤通3丁目	本町1丁目	240m	22.0m	存続（適宜見直し）
3・2・23 西神楽線	西神楽1線6号	西神楽南2条1丁目	4,960m	24.0～ 25.0m	存続（適宜見直し）
3・4・25 7条通	7条通22丁目	豊岡7条3丁目	1,340m	20.0m	存続（適宜見直し）
3・4・26 錦町通	川端町3条4丁目	錦町19丁目	2,000m	16.0m	存続（適宜見直し）
3・4・27 近文線	緑町19丁目	旭町1条19丁目	1,090m	18.0m	存続（適宜見直し）
3・4・28 北門線	緑町15丁目	大町2条15丁目	1,620m	16.0m	存続（適宜見直し）
3・4・29 住吉春光線	住吉5条1丁目	春光6条4丁目	1,060m	16.0m	存続（適宜見直し）
3・4・35 豊岡神楽線	豊岡11条1丁目	豊岡8条1丁目	440m	18.0m	存続（適宜見直し）
3・5・41 末広2条通	末広2条7丁目	末広2条12丁目	1,080m	15.0m	存続（適宜見直し）
3・5・41 末広横通	末広1条7丁目	末広5条7丁目	1,400m	15.0m	存続（適宜見直し）
3・5・45 東光北線	南3条通24丁目	東光4条3丁目	1,450m	15.0m	廃止

3 今後の進め方 （本編 P8～）

見直し方針で「変更」又は「廃止」となった路線（区間）について、地元関係者や専門家との協議などを踏まえた上で都市計画法に基づき都市計画決定の手続きを行います。

また、今後の社会経済情勢の変化に対応していくよう概ね 10 年間隔で都市計画道路網全体の見直しを行います。

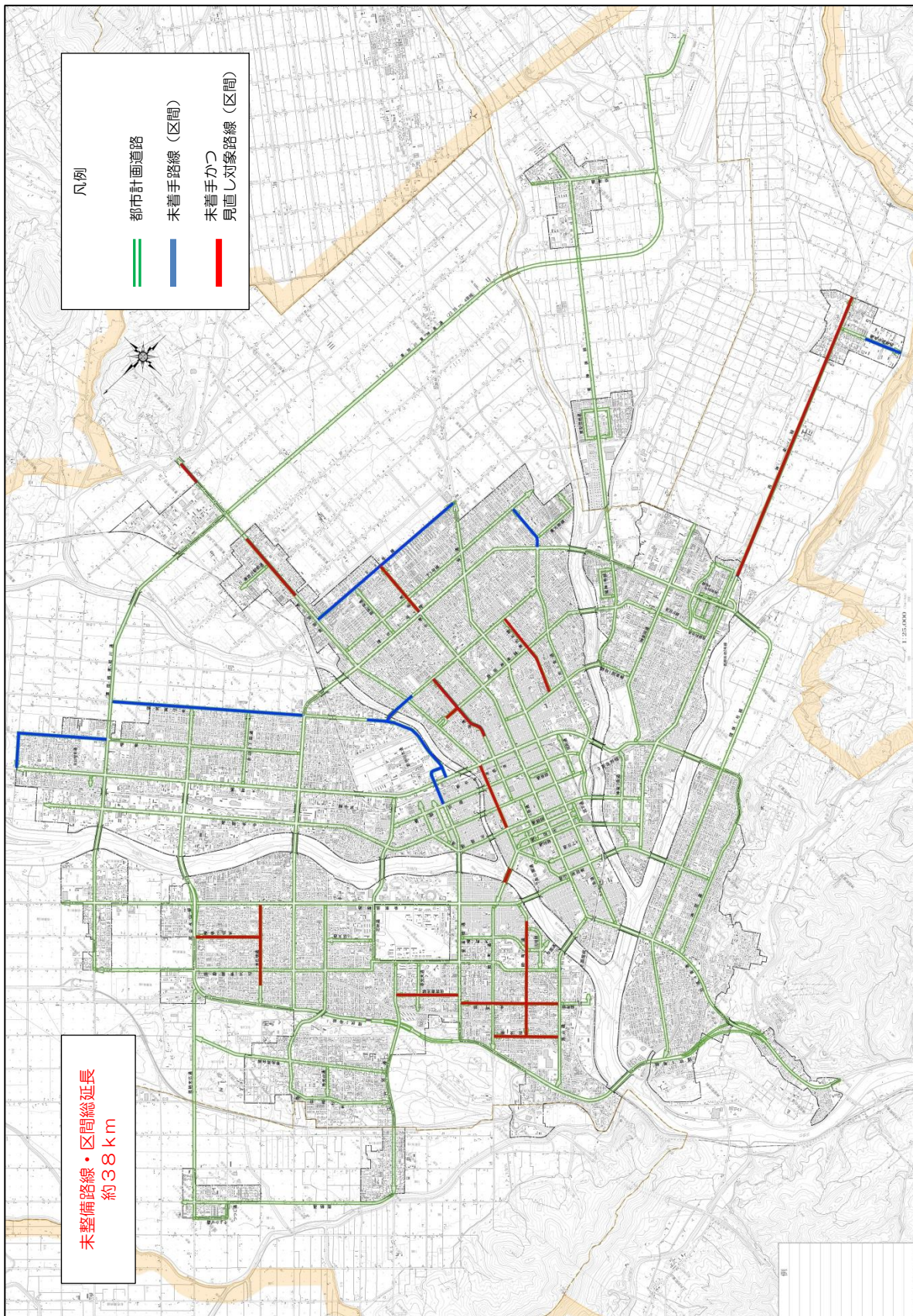


図 未着手の都市計画道路

【お問い合わせ先】

旭川市 地域振興部 都市計画課

TEL : 0166-25-9704 / FAX : 0166-27-3466

E-mail : tosi_kei@city.asahikawa.hokkaido.jp